

令和8年9月7日

議員の派遣について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び御殿場市議会会議規則（平成3年御殿場市議会規則第3号）第167条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

派遣の目的 令和8年 御殿場市議会議員全体研修に出席するため

派遣の場所 小山消防署新庁舎
所在地：駿東郡小山町棚頭540番地

派遣の期間 令和8年9月10日（木）の1日間

派遣する議員 全市議会議員